

要望書（回答）

1、充実・安定した社会保障制度の確立

（1）、財源の確保

- ① 社会保障費の見直し議論については財政健全化の中にあっても、必要な社会保障サービスが利用でき、新型コロナウイルス感染症対策などを含め、すべての人の生活が保障されるよう必要な財源を確保することと考えますが、少子化対策の議論の中では、健康保険率の見直しや後期高齢者保険料の段階的な引き上げなど、不安な状況となっています。市として、安心・安定した財源を確保すること。

【回答】（市民生活部保険年金課 担当）

社会保障制度の基本は保険料による支え合いですが、急速な高齢化によって企業と現役世代に著しい負荷がかかりこのままでは社会保障制度の持続可能性が危ぶまれることになります。

これまでも、公的医療保険制度の持続可能性と財政健全化の両立に向けては、国の責任により財政措置の確保を要望しておりますが、社会保障費のさらなる負担増は市民生活への影響が伴うことから、引き続き、国や北海道に対して要望してまいります。

（福祉部介護福祉課 担当）

介護保険制度につきましては、効果的かつ持続可能な制度を推進する観点から、社会経済情勢等の変化に応じて、これまでも様々な見直しが行われてきたところであり、本市でも、令和6年度から令和8年度を計画期間とする第9期介護保険事業計画策定に向けて、作業を進めているところです。

本市としましては、今後も必要な方に必要な介護サービスが提供される体制を構築していくため、苫小牧市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護給付費準備基金の適正管理を図るなど、十分な財源の確保に努めてまいります。

（健康こども部健康支援課 担当）

令和6年度につきましても、感染症対策の推進・対策強化や、健康づくりの推進等に対する予算が厚生労働省の重点要求として掲げられておりますことから、本市といたしましても、国の動向に注視しながら、円滑な運用に努めてまいります。

- ② 物価高騰が続く中、市民の生活は疲弊しています。その中でも特に年金生活者は限られた年金のみによる厳しい生活実態となっています。このため、市は独自に物価高騰対策を早急に実施すること。

【回答】（総合政策部政策推進課 担当）

本市は、これまで、物価高騰に直面して生活に困っている市民や事業者に対して、臨時交付金を活用し様々な物価高騰対策を行ってまいりましたが、現在も、物価高騰の影響は続いており、市民や事業者を取り巻く環境は困難な状況が続いていると考えているところです。

国は令和5年11月に「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するため、重点支援地方交付金を盛り込む旨が示され、本市には、低所得世帯支援枠分として14億29万4千円、推奨事業メニュー分として2億8千9百万円の交付限度額が示されました。

当該交付金の交付対象事業は、経済対策の効果的・効率的な実施の観点から、対象者を合理的な範囲として設定することとなっており、交付金による支援の効果が直接的に個人や事業者に及ぶ事業とされております。

本市では、この趣旨を勘案するとともにこれまでの議会討論や団体等からの要望を踏まえ、低所得者世帯や子育て世帯に対する生活者支援や市内中小企業等に対する事業者支援など、この交付金を活用した新たな物価高騰対策を構築し、限られた財源の中で、その時々の実情に応じて、必要となる支援を検討してまいります。

（2）、人材の育成・確保と処遇の改善

昨年の回答で処遇改善された医療機関は、多くありますが、診療報酬の施設基準では、全ての医療機関が対象とならないことから、残された医療機関も対象とするよう国に働きかけること。

介護人材における処遇改善加算や臨時の報酬改定による改善状況について明らかにすること

【回答】（健康こども部健康支援課 担当）

コロナ医療など一定の役割を担う医療機関の看護職員等に関する処遇改善につきましては、令和4年10月に賃金を3%程度引き上げるための診療報酬の枠組みが策定されたところでございますが、令和6年度診療報酬改定の基本方針として、人材確保・働き方改革等の推進が掲げられておりますので、引き続き今後の動向に注視し、北海道や地元医師会等の関係機関と連携を図りながら、労働環境の整備につきましても取り組んでまいります。

(福祉部介護福祉課 担当)

介護従事者の処遇につきましては、令和6年2月から5月まで、月額6,000円相当の賃上げを行うための補助金の交付が予定されております。また、6月以降も、介護報酬改定における1.59%のプラス改定のうち6割に相当する0.98%が介護職員の処遇改善分とされるなど、改善に向けた取組が進められております。

また、介護人材の確保については、現在の介護職員就業支援事業の内容について、より効果的な人材不足対策となるよう必要な見直しを加えつつ、介護ロボット・ICT等や外国人介護人材の活用に向けた取組などにより、介護人材確保・離職防止に向けた施策を実施してまいります。

(3)、医療提供体制の整備

- ① 将来予測を踏まえて、人材・資源の適正配置など医療提供体制を合理的に整備すること。医療計画に基づく病床機能の分化・連携の推進目的は、医療費削減ではなく、医療介護総合確保推進法が求める「質の高い医療提供体制」と医療・介護の連携より充実するとしているが、第8次医療計画における検討状況と今後の見通しについて明らかにすること。

【回答】(健康こども部健康支援課 担当)

第8次医療計画につきましては、令和6年度の策定に向け、素案が示されたところであり、5疾病と、地域医療の確保において重要な課題となっている6事業及び在宅医療それぞれの医療連携体制の構築を図ることや、医師や看護師など医療従事者の地域偏在などに対応した適正配置など、今後の医療提供体制の充実・強化を図ること等が盛り込まれた内容となっております。

本市としましては、医療計画に基づき、患者が住み慣れた地域で病状に合わせながら生活を続けられるよう、引き続き、北海道や地元医師会等の関係機関と連携を図り、医療・介護連携を推進し、切れ目のないサービス提供体制の構築に努めてまいります。

- ② 地域医療構想において二次医療圏ごとに調整会議で議論される具体的な医療提供体制整備にあたっては、地域住民や病院従事者などへ情報を公開するとともにその議論に参画できるようにすること。地域医療調整会議での議論経過や地域の代表の関りなどについて詳細に公開することや議事録等の公開も速やかに行うこと。

【回答】（健康こども部健康支援課 担当）

東胆振圏域における地域医療構想調整会議については、苫小牧保健所が取りまとめを行っており、これまでの会議内容についても胆振総合振興局ホームページにて公開されているところですので、今後も関係機関と連携を図りながら、情報共有に努めてまいります。

- ③ 厚生労働省が求める「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等」については、地域医療構想調整会議において民間も含むすべての医療機関も対象とした議論となるよう支援すること。加えて感染症のまん延防止に最優先に取り組み、地域の拠点病院となっている公立病院の安易な統廃合は行わないこと。

【回答】（病院事務部経営管理課 担当）

将来の病床数や医療機能を含む地域医療構想の達成を目指すため、東胆振圏域地域医療構想調整会議病院部会において、圏域内のすべての病院及び有床診療所が参加又は情報を共有しております。

再編・統合や感染症の対応については、機能分担や連携の在り方など地域の実情に即して慎重に協議してまいります。

- ④ 地域医療構想区域で偏在のない医療人材を確保するため、医師、看護師、コメディカルなどの処遇や働き方改革による勤務環境の改善を通じて人材の定着をはかる施策を拡充すること。

2024年4月から医師の働き方改革による36協定締結状況や宿日直許可の申請、労働時間と自己研鑽の該当性の取扱い状況など、各医療機関におけるそれぞれの対応状況など道として把握してと思うが、公表できる内容について明らかにすること。

【回答】（健康こども部健康支援課 担当）

医師の働き方改革につきましては、既に医師会との協議を行っており、良質かつ適切な医療提供体制を維持できるよう、準備を進めております。また、引き続き北海道や地元医師会等の関係機関と連携を図りながら、限りある医療資源を確保できるよう、労働環境の整備につきましても取り組んでまいります。

また、北海道の公表内容につきましては、今後の国や道からの情報を確認してまいります。

- ⑤ がん治療を受けている方の療養生活をサポートするために、医療用ウィッグ購入等に対する助成事業に取り組んでいる自治体も増えています。道内でも一部自治体では補助を行っていますがまだまだ少ない状況です。

北海道がん対策推進基本計画において、「がん患者等が治療と仕事を両立」として多くの取り組みがあります。また、アピランスケアによって、治療後も同様に生活を維持する上で、治療に伴う外見変化に対するサポートの必要性も記載されています。このため、取り組みを進めること。

【回答】（健康こども部健康支援課 担当）

患者の方の治療と仕事の両立にあたり、アピランスケアは必要であると考えておりますが、購入費用に対する助成事業につきましては、国や北海道の動向に注視をし、対応を検討してまいります。

（４）新型コロナウイルス感染症対策の充実と公衆衛生

- ① コロナ禍に対処し、かつ今後の感染症に備えるため医療提供体制を整備するとともに、94年の地域保健法制定以降の公衆衛生行財政改革を再検証すること。5類になったとしても新型コロナウイルス感染症が消滅したわけではなく、第9波に向かっているとの指摘もある。

公衆衛生を担う人材育成・確保をはかるとともに、現在過酷な条件下で献身している医療機関とその労働者に対して適切な支援をすること。

【回答】（健康こども部健康支援課 担当）

医療提供体制につきましては、感染状況に応じ、保健所等が業務を担い体制を構築してまいりましたが、今後も緊密に情報を共有し、多様化するニーズや新たな感染症等を見据え、公衆衛生の体制構築に向け、連携強化をはかってまいります。

（５）高齢者が安心して暮らせる居住の場の整備

2023年規制改革推進会議の答申には、「介護サービス種別ごとの管理者に係る人員配置について、管理し得る範囲の見直しの結論を得る」としています。効率的運営や生産性向上の追求だけでなく、現場の声を聞き、慎重に判断するよう国に要望すること。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

介護サービスにおける人員配置基準の見直しについては、現在、厚生労働省において作業が進められており、今後、具体的な改正内容が示される予定となっております。

本市としましては、国の動向に注視するとともに、介護サービス事業所で定期的に行われる運営推進会議の場などを通じ、職員の方、利用者（またはそのご家族）の方、民生委員の方、町内会の方などのそれぞれの声に耳を傾け、必要に応じて国への要望について検討してまいりたいと考えております。

(6) 低所得高齢単身女性の要求について

- ① 高齢女性の貧困の原因である雇における賃金・待遇の不平等や役割分業意識の解消をはかること。このため、市としてさらなる対策を進めること。

【回答】（産業経済部工業・雇用振興課 担当）

近年、女性の採用促進や職域拡大などによる活躍が進んでいる一方、日本の労働市場においては、依然として男女間の賃金等の格差が存在しており、その是正が求められているものと認識しております。

市としましては、市内企業に対し、労働基本調査を実施し、実態把握を行うとともに、女性活躍推進法の制度改正内容や男女間の賃金格差解消のためのガイドライン等を周知することで、格差や不平等を解消するための企業の自発的な取組を促してまいりたいと考えています。

- ② 「男性稼ぎ主」モデルを前提とした第3号被保険者制度や、遺族厚生年金を社会状況の変化に合わせて見直しをはかるよう国に求めること。

【回答】（市民生活部保険年金課 担当）

国民年金第3号被保険者制度および遺族厚生年金制度につきましては、専業主婦世帯が多数だった時代に女性の年金権や生活保障を確保する目的で導入された制度であります。

しかしながら、世帯の多様化や女性の就労促進等により共働き世帯が多数となったことを踏まえると、国において社会実態にあわせた仕組みへと見直しを行う必要があると考えており、国の社会保障審議会年金部会で令和5年度中にも第3号被保険者制度および遺族年金制度について議論が行われていることから、今後の議論を注視してまいりたいと考えております。

- ③ コロナ禍で更に深刻化した高齢女性の貧困解消に取り組みを周知するための広報・宣伝を積極的に進めること。

【回答】（福祉部総合福祉課 担当）

これまでも高齢女性に限らず、地域住民が抱える複合的な課題に対し、生活困窮者自立支援制度だけではなく、庁内外関係機関とも連携し、相談者の立場に寄り添いながら貧困等の課題解決に向けて取組んでおり、今後も取組を継続してまいります。

また、広報につきましては、広報とまこまいのみならず、公共施設やスーパー・コンビニエンスストアに周知用ポスター及びカードを置いていただくなど取組を進めており、今後も一人でも多くの困窮者の方に届くよう、周知に取り組んでまいります。

- ④ 第20回統一地方選挙は低投票率となりましたが、前回の回答で高齢女性の投票率低下の実態が認められるとすれば、次回以降の各種選挙への投票率向上の取り組みを各自治体の選挙管理委員会へ働きかけることがより重要となる。

送迎バスの拡大や選挙管理委員会が指定する病院・各種施設における不在者投票ができるように積極的に取り組むよう求める。

さらに郵便不在者投票の対象者要件について、要介護認定を引き下げることが求められる。

【回答】（選挙管理委員会事務局 担当）

投票率に関しては、高齢の女性に限らず、全体として低下の傾向にあります。特に高齢者の棄権理由としましては、体調がすぐれないことや、適当な候補者も政党もないこと、選挙に関心がないことが主な理由ととらえております。今後については、投票率の向上に向けて、送迎バスなどの移動支援の検討や、不在者投票施設の指定を受けた病院や福祉施設に入院、入所している方（現時点で市内44施設）は施設内で投票が可能であることを周知してまいります。

郵便等投票制度の対象者については、要介護状態区分を要介護5から要介護3以上に拡大するよう全国市区選挙管理委員会連合会を通じて国に要望していることであり、引き続き郵便投票の範囲拡大の実現に取り組んでまいります。

(7) 積雪-寒冷地で生活する低所得高齢者に対する除雪、暖房給付

積雪・寒冷地で生活する低所得高齢者に対し、除雪・暖房を保障する給付を設けること。

【回答】（福祉部総合福祉課 担当）

本市独自の取組としまして、除雪については、高齢や障がい等により自力での除雪が困難であり、ご親族、地域の方などの支援を得られない世帯を対象に、必要最低限の生活道路等の除雪支援をボランティアの協力を得て行う「雪かきボランティア事業」を実施しております。

また、暖房については、生活保護受給には至らない、保護基準と同等若しくはそれ以下の収入で生活している低所得の高齢者・障がい者に対し、冬期間の生活支援として暖房費の一部として1世帯当たり1万円を助成する「ぬくもり灯油事業」を平成24年度から実施しております。

現状以上の対応は財源等の問題もあり難しいところですが、今後も引き続き、高齢者等世帯への支援に努めてまいりたいと考えております。

2、地域公共交通を軸とする移動保障の充実について

(1) 地域公共交通の充実

交通政策基本法の趣旨を踏まえ、高齢者や障がい者の生活に必要な移動手段確保を社会保障の一環に位置付け、鉄道を含む地域公共交通体系を充実・整備すること。さらなるJR北海道の経営自立に向けた支援を着実に実施すること。

【回答】（総合政策部まちづくり推進課 担当）

地域公共交通については、運輸局、北海道、市、交通事業者、社会福祉協議会などを委員とする「公共交通協議会」の場で議論を重ね、令和3年6月に「地域公共交通計画」を策定しました。

現在、計画の基本理念である「将来にわたり持続可能な公共交通ネットワークの形成」に向けて、鉄道を含めた各施策を進めているところであり、市民の日常生活にとって必要不可欠な公共交通の確保について、引き続き取組んでまいります。

また、ＪＲ北海道については、国や北海道による支援が行われており、市としては、沿線自治体と連携して、ラッピング列車の運行やＪＲの乗り方教室の開催など、利用促進につながる取組を推進することにより、ＪＲを支援してまいります。

（２）運転免許証返納者の移動手段確保

事故防止の観点から運転免許証を返納した者が、社会生活に困難をきたすことのないよう、代わるべき移動手段を整えること。

【回答】（総合政策部まちづくり推進課 担当）

市内路線バスなどについては、運転手不足、成り手不足が深刻化し、路線自体の維持が難しくなっていることから、本年４月には、「利便性と効率性のバランス」に配慮した市内バス路線再編を予定しております。

運転免許返納者が通院や買い物など社会生活を安心して送るためには、移動手段の確保が重要なものと認識しており、「地域公共交通計画」に位置付けた施策を推進することにより公共交通の維持に努めるとともに、昨年初めて実証運行した自動運転バスなどの新たなモビリティサービスの導入にチャレンジしてまいります。

３、ジェンダー平等について

（１）ジェンダー平等実現に向け、男女共同参画基本法に基づく「第５次男女共同参画基本計画」の充実を図り着実に実施し、社会制度・慣行の見直しすること。

① 学校・社会教育をはじめとする諸事業にジェンダー平等の視点を反映すること。

【回答】（教育部指導室 担当）

学校教育におけるジェンダー平等につきましては、市の出前講座など、専門的知識をもった講師を招くことにより、児童生徒が必要な知識について学ぶ機会を設けるなどの取組を進めております。

今後につきましても、学校で直接児童生徒の指導を行う教職員が、多様な性について正しく理解できるように、教職員に対して研修の機会を与えるなどの取組を進めてまいります。

（教育部生涯学習課 担当）

社会教育におきましては、市民がジェンダー平等について必要な知識を学ぶ機会の充実のため、社会教育関連施設や関係部署と連携し、「生涯学習だより」や「出前講座」などによる情報提供を推進してまいります。

② 政策・方針など意思決定の場に女性の参加を拡大すること。特に防災・復興に関する方針決定、現場対応について早急に対応すること。

【回答】（総合政策部協働・男女平等参画室 担当）

現在、本市におきましては、市長とジェンダーミーティング等において、女性活躍が推進されるよう啓発、事業等を実施するほか、市の審議会委員等に女性を増やすため、登録制の女性人材バンク制度を導入しております。これらを継続することで、市民の意識の醸成を図り、政策、方針など意思決定の場に女性の参加が拡大するよう努めてまいります。

（市民生活部危機管理室 担当）

防災の意思決定に女性の参加や視点は重要であり、本市の防災会議には令和5年現在、令和2年度との比較で1名増の4名の女性委員が参画しております。

また、令和5年度は女性視点をテーマに防災出前講座を実施したほか、現在作業中の「苫小牧市防災ハンドブック」にも女性視点の内容を掲載することとしており、引き続き女性視点の導入による災害に強いまちづくりを進めてまいります。

③ 家庭内の無償労働が女性に偏っているなど、性別役割分業やアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）を解消し、女性の就業を支援すること。

【回答】（総合政策部協働・男女平等参画室 担当）

SNSやパネル展での啓発や男女平等参画についての川柳コンテスト等を実施し、市民の皆さまに性別の役割分担意識や無意識の偏見について考えていただき、これらの解消を目指してまいります。

（産業経済部工業・雇用振興課 担当）

市では、平成28年から、女性に特化した就業支援事業を実施しており、事業を通

じ、女性の就業を促しているところでございます。このほか、市内企業を対象に、働きやすい職場環境づくり等の支援を行うことで、就業や職場定着を促進しております。

これらの事業により、今後も引き続き、女性の「はたらく」をサポートしてまいりたいと考えております

④ 女性は非正規雇用者の割合が高いことが貧困の一因となっていることから、待遇改善と正規雇用化への対応をはかること。

【回答】（総務部行政監理室 担当）

非正規雇用者の処遇につきまして、会計年度任用職員においては、令和4年度の初任給引き上げに続き、令和5年度についても、人事院勧告に基づき初任給及び期末手当の引き上げを行っております。

また、休暇制度についても、令和4年度のセルフケア休暇等の有給の休暇新設および私傷病休暇や産前産後休暇の有給化に加え、令和5年度からは、子の看護休暇を無給から有給へ変更しております。

今後についても、非正規雇用者の処遇改善について適切に対応してまいります。

（産業経済部工業・雇用振興課 担当）

市では、結婚や出産を機に離職した女性を対象に、特定のスキルやビジネスマナーを習得し、正規雇用を含め就業につなげることで社会復帰を後押しする「なでしこ就職応援事業」を実施しているところでございます。また、市内企業に対し、職場環境や処遇の改善を支援する「職場改善コンサルティング事業」もございます。

こういった事業の継続に加え、有期雇用契約が5年を超えて更新された場合、労働者からの申し出により無期雇用契約に転換される、無期転換ルールを周知するとともに、今後の法改正など国の動きを注視してまいります。

⑤ 「広報とまこまい」へジェンダー平等についての記事を掲載し、市民への周知を進めること。

【回答】（総合政策部協働・男女平等参画室 担当）

広報とまこまいへのジェンダー平等の記事につきましては、現在も年に2回程度掲載して啓発を行っていますので、この啓発活動を今後も継続してまいりたいと考えております。

(2) 女性の社会的尊厳の確立に向けた施策を推進すること

- ① DVや暴力を含むハラスメントの解消をはかること。そのためにILO第190号条約批准を進めること。

【回答】（総合政策部協働・男女平等参画室 担当）

DVや暴力防止のために若年層向けのデートDV防止出前講座等を継続して実施してまいります。また、ILO第190号条約の批准につきましては国が行うことであり、市としてできることは少ない状況ですが、機会がある度に批准するよう声を上げてまいります。

- ② 一人ひとりの尊厳が守られ、男女の性別に関係なく平等に遇されるよう「選択的夫婦別姓」を早期実現すること。

【回答】（総合政策部協働・男女平等参画室 担当）

令和4年1月に市が実施した、男女平等参画に関する市民意識調査によりますと、一定程度の方がどちらでも選択できるようにしたほうが良いと回答しており、夫婦別姓について賛成意見が比較的高い結果となりました。今後、意見を述べる機会がある場合には、この調査結果を伝えてまいりたいと考えております。

- ③ 女性の人権とジェンダー平等を確保するため、「女性差別撤廃条約選択議定書」の早期批准を実現すること。

【回答】（総合政策部協働・男女平等参画室 担当）

団体名：苫小牧退職者連合
回答日：令和6年1月18日

「女性差別撤廃条約選択議定書」の批准につきましては国が行うことであり、市としてできることは少ない状況ですが、機会がある度に批准するよう声を上げてまいります。

④ 国内法を整備し、ILO111号条約（雇用および職業についての差別待遇の禁止）の早期批准をはかること。

【回答】（産業経済部工業・雇用振興課 担当）

雇用・職業上の差別待遇を受けない権利を保障するILO（国際労働機関）第111号条約については、現在日本では批准されておりませんが、職業の差別については、労働基準法をはじめ、男女雇用機会均等法、障害者雇用促進法、職業安定法等において禁止されているものと認識しております。

市としましては、これらの国内法の整備の動きを注視するとともに、男女差別の解消をはじめ、障がい者、外国人など誰もが働きやすい職場づくりをとおして、差別待遇の解消を図ってまいりたいと考えております。